

Ⅶ. 薬剤師からの支援

沖縄県立精和病院薬剤師 友利 啓子

1. 在宅訪問服薬指導

薬剤を管理できない患者への服薬管理、座薬、水剤の保管法の指導等、

- 患者が医師に訴えてない症状がないか
- その薬が効果を発揮しているかどうか
- 医師に伝えなければならない患者情報がないか

以上の心がけをもって、在宅訪問をする。

2. 訪問の手順

(1) 医師から薬剤師へ患者さんの情報提供

情報提供者と処方薬により、患者さんのだいたいの状況・状態を把握して、訪問します。

(2) チェックリスト

(在宅患者訪問薬剤管理チェックリストを作る)

初回時と年に数回、患者さんの状態のチェックをします。

チェックリストに書き込むことにより、ゆつくりと患者さん（介護者）と話し合え、外見ではわからないところがみえてくることがある。

(3) 処方医へ報告

在宅患者訪問薬剤管理指導報告書を作り、処方医へ報告します。

また、薬剤管理表（月単位のもの、年単位のもの）をつくり、処方薬の変更や、継続を一目でわかりやすくし、長期投与の場合、安全性を再確認していただく。

(4) 訪問日誌

患者宅へ、薬剤師訪問日誌を置いてくる。この日誌は、介護者、医師、保健婦等の連絡帖としても活躍できるようにする。

～役に立つ情報～

在宅における院外処方と院内処方

医薬分業が急速に進みつつある沖縄県において、院外処方箋を取り扱う薬局が地域に広がりがつあります。それは、在宅患者にとって願ってもないこととして活用したいものです。

在宅医療のとりくみが進んできている現状で地域に密着した、かかりつけ薬局をもつことは必要と思われます。

かかりつけ薬局として、親身になって患者の相談を受けたり、助言・説明する姿勢ができてきつつあるので、在宅医療や、介護保険等への参画を積極的に取り組んでいる薬局と親しくなることをおすすめします。

病院で処方してもらった処方箋を自宅の近くの薬局で調剤してもらうこと（院外処方）は、待ち時間の短縮、他院、他科受診での薬の重複の防止に役立つ。副作用や生活上に及ぼす影響を含めた薬学的管理が必須である薬剤を使用する在宅患者にとっては、ありがたい味方となるだろう。

院外処方箋を地域の薬局へもっていくことで、在宅支援薬局を、作りだしていけたら、そこの薬剤師はきっと力になれるだろう。

在宅介護における薬剤師職能とは、医薬品の供給、介護用品等の供給のみならず、薬の服用方法、食生活、排泄や身体に関わるケア（清拭、褥瘡予防など）、居室の衛生管理等に関する助言・指導も位置づけられると思う。

<メモ>